

[事案 28-309] 新契約無効請求

・平成 30 年 1 月 5 日 和解成立

※本事案の申立人は、法人である。

<事案の概要>

募集人から 3 年経過すれば保険料全額が戻るという虚偽の説明をされたこと等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 24 年 12 月に契約した 2 つの生存給付保険（契約①、契約②。なお、契約当時の契約者は申立人代表者であった）について、以下の理由により、契約を無効とし、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 募集人から、2 つの契約を組み合わせることで、3 年経過すれば保険料全額が戻るという虚偽の説明をされた。
- (2) 契約時に約款等の書類を受け取っておらず、後日郵送されたこともない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人が 3 年経過すれば保険料全額が戻るという説明をしたことはない。
- (2) 募集人は、所定の募集資料を使用して契約内容と重要事項について説明し、申立人代表者の了解を得たうえで申込書類に自署捺印を得ている。
- (3) 募集資料からは、3 年経過すれば保険料全額が戻る保険ではないことが容易に理解できる。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、契約時の状況を把握するため、申立人代表者に対して事情聴取を行った。なお、募集人は退職済みであり、連絡が取れず、事情聴取を実施できなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人代表者が 3 年経過すれば保険料全額が戻ると誤信していたことは認められるものの、そのことについて重大な過失があり、募集人による虚偽の説明があったとも認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図ることが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 申立人は、平成 27 年 12 月に保険会社に契約を無効として既払込保険料を返還することを要求し、保険会社は、それ以降調査に着手するが、募集人が退職している上、非協力的なこともあり、正式な拒否回答がなされたのは、平成 28 年 10 月であった。
- (2) 上記の間、申立人は、このまま契約を継続しても既払込保険料が戻らないのであれば、保険料の支払いをしたくないと申し出ていた。
- (3) 以上の経緯を踏まえると、保険会社は、調査の結果が出るまで保険料の徴収を停止し、解約を選択したときの申立人の損害の拡大を防ぐという措置を講ずべきであったように思われる。